

## 医療安全対策の指針

### ◆1. 基本姿勢

医療の安全と信頼を高めるため、国および各方面からの情報を収集し、当院全ての関係者が、積極的にその対策に参画する。また、院内におけるあらゆる事故を防止、予防するために、医療システム全体として、組織的、体系的に安全対策をたて、実施推進していく。

### ◆2. 医療安全管理体制の整備

(1) 当院における医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供を確立するため「医療安全管理委員会規程」を制定する。

(2) 医療安全管理責任者を設置し、院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど医療安全活動の中核的な役割を担う。

(3) 医療安全管理者および医療安全担当者は、医療安全管理委員会の方針に基づき、関連各委員会と組織横断的に安全管理を担い、日常的に現場での事故防止、安全対策、実践活動を行う。

また、安全対策を推進、実践するという義務を果たすために、院内における一定の権限を行使できるものとする。

### ◆3. 業務基準、作業手順の見直しと、標準化、統一化の推進

煩雑化する医療現場において、各部所、各部門の業務や作業手順の違いによる医療事故を防ぐために、院内統一項目を明記し、周知徹底する。

特に、医療器具の取扱い、医薬品、血液製剤の取扱いについては、職種を超えて院内統一とし、看護その他の各種医療行為など、管理方法、介助方法など、可能な限り統一する。

但し、変化する医療看護に合わせて、一連の過程から改善を図り、定期的に見直しを行う。今後、クリティカルパスやプライマリーケアの導入と活用を考慮する。

### ◆4. インシデントレポート、アクシデントレポートの提出および分析結果の反映

各部所、各部門から提出された報告書は、医療安全管理委員会で審議、検討される。

看護部からの報告内容は、医療に関連、看護独自なもの、その両方、それ以外の要素から発生したものなど、複雑多岐にわたる。中でも、転倒・転落事故の占める割合は高い。看護部内での検討、対策を要するため、報告書の見直しと改善を図る。

### ◆5. 院内研修会の開催

職員全体に倫理意識を共有することが、安全管理の意識を高めることになり、定期的に院内研修会を開催する。

そのために年間計画をたて、全職員が計画的、積極的に参加出来るように、テーマ、講師を表示する。

◆6. 患者・家族・遺族への説明

(1) 事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意をもって説明するものとする。患者が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかに遺族に説明する。

(2) 説明を行った職員は、その事実および説明の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿等に記録する。

◆7. 本指針の周知

本指針の内容については、病院長、医療安全管理責任者、医療安全管理委員会等を通じて、全職員に周知徹底する。

(1) 本指針の見直し、改正

医療安全管理委員会は、少なくとも毎年1回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ検討するものとする。

(2) 本指針の改正は、医療安全管理委員会の決定により行う。

◆8. 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には医療安全管理者が対応する。

◆9. 患者からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じ主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

附則

平成22年6月1日から施行する。